

医政地発 1127 第 1 号

平成 27 年 11 月 27 日

岩手県
宮城県
福島県
茨城県

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)

地域医療再生基金(復興分)事業の延長実施等にかかる方針について

東日本大震災により被災した岩手県、宮城県及び福島県並びに茨城県において、地域の医療提供体制の再構築のために、医療の復興計画等に基づき実施している事業※については、同規定に基づき、事業の実施期限を平成27年度末までとしているところであるが、「地域医療再生計画に係る有識者会議」の構成員及び当局の職員により本年8月に実施した現地調査において、各県から聴取した計画の進捗状況等を踏まえ、事業の延長実施等にかかる方針を別紙のとおり整理することとしたので、より一層計画的に、地域の医療提供体制の再構築を進めていただきたい。

※ 福島県については、地域医療再生計画に基づく事業のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を踏まえて医療の復興計画とあわせて取り組んでいる事業を含む。

茨城県については、平成27年4月10日厚生労働省医政局長通知(医政発 0410 第 12 号)の別添「平成27年度予算東日本大震災復興特別会計による地域医療再生基金の活用に当たっての留意事項」第4に定める事業に限る。

地域医療再生基金(復興分)事業の延長実施等にかかる方針

1. 事業の区分

岩手県、宮城県及び茨城県における医療の復興のための事業並びに福島県における医療の復興のための事業のうち、以下の事業を除き、区分1とする。

福島県における医療の復興のための事業のうち、双葉郡等(※1)の医療提供体制の再構築のための事業(平成21年度補正予算による基金事業のうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を踏まえて医療の復興計画とあわせて取り組むべき事業を含む)を、区分2とする。(※2)

※1 双葉郡、南相馬市(小高区)、川俣町(山木屋地区)、飯館村及び田村市(都路地区)

※2 双葉郡等以外の地域を対象とする事業についても、双葉郡等から避難している患者を受け入れるために必要な支援を行っている事業については、区分2の対象地域の医療提供体制の再構築のための事業として取り扱う。

2. 各区分の延長方針

以下の方針に基づき、地域医療再生基金管理運営要領の改正を行う。

<区分1について>

- 計画内容の変更可能期間は平成27年度末までとし、平成28年度以降は各事業間での計画額の増減調整のみ可能とする。
- 各事業の延長実施が可能な期間は、最大で、以下のとおりとする。なお、事業の延長実施にあたっては、別途示す厚生労働大臣の承認手続きを経るものとする。
 - ・平成27年度末までに開始した施設整備事業 … 竣工まで
 - ・平成27年度末までに開始した設備整備及びソフト事業 … 平成29年度末まで
 - ・施設整備事業に付随するものであって、竣工にあわせて着手または継続すべき事業 … 竣工の翌年度末まで(ただし、支援の対象とする施設、支援を行う内容を平成27年度末までに固定すること。)

<区分2について>

平成28年度以降も、計画内容の変更を可能とする。

なお、平成28年度以降、区分1の事業において生じた残額を区分2の事業に充てることは可能とするが、区分2の事業において生じた残額を区分1の事業に充てることはできないものとする。